出雲崎町防災行政無線施設戸別受信機の貸借及び維持管理に関する覚書

出雲崎町（以下「甲」という。）と借受者（以下「乙」という。）は、出雲崎町防災行政無線施設戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の貸借及び維持管理について、次のように取り決める。

（貸与物件）

甲は、乙に戸別受信機（屋外アンテナ・ケーブル等を含む。）を無償で貸与する。

（管理）

乙は、貸与された戸別受信機の維持管理を行い、これに要する経費は乙の負担とする。

ただし、保守点検に要する経費及び修繕に要する経費で乙が善良なる管理を怠った結果生じた故障に対する修繕費以外については甲の負担とする。

（移設）

乙は、家屋の増築などにより戸別受信機の移設（アンテナ等の移設を含む。）を必要とする場合、事前に甲に申し出て、甲の指示を受けて行うものとし、その場合の費用は原因者の負担とする。

（返還及び撤去）

乙が転居などにより戸別受信機を不要とする場合又は甲が不要と判断した場合は、返還又は撤去することができるものとし、その場合の費用は原因者の負担とする。

（その他）

上記以外に疑義が生じた場合は、甲、乙協議により決定するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　住　所　出雲崎町大字川西１４０番地
　　氏　名　出雲崎町長　小　林　則　幸

乙　住　所　出雲崎町大字
　　氏　名

戸別受信機設置希望場所（〇を付けてください。）

１．居間　　２．事務室　　３．その他（　　）

以下は記入しないでください。

行　政　区	名　　称	設置場所	受信機番号	アンテナ	備　　考
				ロ・ダ・八	